

第 5 期第 12 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 21 年 9 月 9 日（水）午前 10 時から 12 時 15 分まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 7 階 防災センター
- 3 出席者 内田委員、池田委員、中西委員、今井委員、柴崎委員、岡澤委員、竹ノ内委員、湊山委員、小山委員、西川委員、阪井委員、浅見委員、新木委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、藤井委員、山田（哲）委員、原委員、松村委員、土屋委員、山田（か）委員、かとうぎ委員、情報公開課長、情報政策課長、収納課長、国保年金課長、防災課長、地域福祉課長、健康推進課長、建築課長
- 4 傍聴人 1 人
- 5 議事および配布資料
 - 報告事項
 - (1) 区民税・国民健康保険料収納員携帯用端末機の紛失について（収納課）* 当日配付資料
 - 諮問事項
 - (1) 諮問第 19 号
国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について（国保年金課）資料 1
 - (2) 諮問第 20 号
被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報の目的外利用について（防災課）資料 2
 - (3) 諮問第 21 号
被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報の外部提供について（防災課）資料 2
 - 報告事項
 - (2) 外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について（健康推進課）資料 3
 - (3) 外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について（建築課）資料 4
 - その他
- 6 意見等要旨
 - は審議会委員の発言、 は所管課および事務局の発言を示す。 は発言に対する回答
 - < 諮問第 19 号 >
国民健康保険料滞納繰越額が 30 万円未満の滞納者に対して、電話による催告と訪問による催告・徴収の業務の一部を委託する。
業務の効率性を重視するよりも、個人情報の安全性を重視して業務を進めてほしい。
個人のセンシティブな情報や公金を扱うので、すべて業者に任せるのではなく、区からも日々管理していく体制を整えるなどの検討をしてほしい。
 - < 諮問第 20 号および第 21 号 >
火災時に自力で避難することが困難な要援護者を速やかに救助する体制を作るために、地域福祉課の災害時要援護者名簿登録対象者リストを防災課で目的外利用し、区内 3 消防署に外部提供する。外部提供された情報をシステムに入力して、地図上にハートマークが表示されるようにし、速やかな救助活動が実現する。

各関係機関が協力し合うことによって、早急な救助活動が実現できるので、このシステムの活用をはじめ、災害時要援護者名簿の活用や協力体制を今後とも充実して行ってほしい。

報告事項は会議要録を参照。

7 発言内容

- (会長) ただいまから、第5期第12回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。それでは、本日の議事に入ります。まず始めに報告事項の説明をお願いします。
- (収納課長) — 区民税・国民健康保険料収納員携帯用端末機の紛失について 当日配布資料に基づき説明 —
- (会長) それでは、ご意見・ご質問があればお願いします。なければ、つぎに諮問第19号にまいります。資料の説明をお願いします。
- (国保年金課長) — 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料1に基づき説明 —
- (会長) それでは、ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いします。
- (委員) 先程の報告事項に関連しますが、収納員は日々の業務が終了するごとに業務の報告やモバイルの返却を区に行っていると理解していましたが、報告事項でのモバイル端末の紛失事故が起こったのはこの運用がなされていなかったことが原因と考えてよいのでしょうか。
- (収納課長) 嘱託収納員は週1回、主に収納課に参りましてモバイル端末に情報の読み込みを行います。日々の業務内容に関しましては、日報を作成させ、報告を受けています。なので、紛失したその日に記録を作るのが本来の流れですが、収納員と徴収対象者の特別な事情が重なり、本来想定していなかった場所と時間で収納を行うことになってしまったため、日報作成とモバイルの確認が翌日になってしまいました。
- (委員) 日々の業務の起点・終点はともに区役所であると理解していましたが、当初の体制から変更があったのでしょうか。
- (収納課長) 嘱託収納員の活動時間が夜8時までであることや、土日祝日の活動もあることを考えますと、現在の体制が適正であると考えます。ちなみに、収納した現金に関しましては、その都度情報を受け、振込みを行っています。このような体制は当初から行っています。
- (委員) わかりました。しかし、個人情報保護の観点から考えますと、日々の確認体制が重要であると思います。事故やトラブルが起こったときに、即時対応できることが必要ですので、その点の再検討を要望しておきます。
- (会長) ほかにありますか。
- (委員) 先程の端末機の紛失事故があったにも関わらず、安全性よりも業務の効率性をとっているように見受けられます。これでは事故に対する反

省が損なわれているような気がします。業務の効率性よりも安全性を重視した方法を今後検討してもらいたいです。

(会長)

貴重な提言だと思います。ほかにありますか。

(委員)

電話催告は午後 8 時となっており、電話を掛ける時間が遅くないですか。資料 2 ページで、滞納分を払いたくても払えない方に対してはどのように対応していくのでしょうか。現在、子どもが無保険になってしまう問題もありますが、この点はどのように考えていますか。

(国保年金課長)

まず、電話催告の業務時間ですが、午前中の時間帯よりも夕方 4 時以降に電話がつながる方が多いので、午後 8 時までというのは妥当であると判断しています。つぎに、払いたくても払えない方への対応ですが、生活状況および資産状況によっては執行停止の措置もありますので、区の担当職員が個別に対応していきます。

(会長)

これは政治的な課題も含むと思いますが、重要な問題であると思います。ほかにありますか。

(委員)

報告事項と関連しますが、これは保険料滞納が 2 年過ぎた方を対象とした業務と考えてよろしいですか。

(国保年金課長)

当該年度の保険料を翌年度まで滞納してしまった方に対する電話催告と訪問催告です。

(委員)

納付期限は当該年度の 3 月末ですか。それとも人によって異なるのでしょうか。

(国保年金課長)

国民健康保険料の支払いは年 10 回になっており、6 月末から 3 月末まで毎月納付期限が設定されています。支払いは 3 月末で 1 年分の支払いが終わることになります。

(委員)

資料 2 ページの流れ図の中で、次年度の 4 月というのは去年の 7 月か 8 月の納期限であったものという理解でよろしいですか。

(国保年金課長)

そのとおりです。

(委員)

報告事項でありました、住民税についての訪問徴収も納期限が過ぎた滞納分と考えてよろしいですか。

(収納課長)

そのとおりです。ただし、原則として現年度分の滞納分のみを対象としています。

(委員)

本諮問案件は報告事項にある住民税滞納分の徴収と 2 元体制になると考えてよろしいですか。

(国保年金課長)

そのとおりです。しかし、住民税の滞納と国民健康保険料の滞納が必ずしも一致するわけではありません。国民健康保険料は非課税の方に対して課税されるなどの違いがありますので、一部の方に対するものです。

(委員)

重なる部分もあるわけですね。この点を考えますと、非効率であるような気がします。それと、本業務委託は緊急雇用創出臨時特例補助事業を利用したのですが、これとの関連性について説明をお願いします。

- (国保年金課長) 効率性の問題ですが、まずは状況を把握するために接触を図ることが重要であると考えます。接触することができれば、その方の生活状況の把握や、支払いの案内、必要に応じて各担当窓口への取次も可能になります。ですので、これらの点も踏まえて効率的に業務を行っていきたいと考えます。それから、緊急雇用についてですが、区が収納率の向上を検討している時期と補助金の交付時期とが合致したことによるものです。この制度を活用することによって、本業務委託の実施によって、区の担当職員は高額滞納者への対応に時間を割くことができ、かつ小額滞納者に対しても接触することにより、滞納整理事務が効率的に行えると考えます。
- (委員) 説明の中で端末が9台くらいになるとのことですが、従事者は何人になるのでしょうか。
- (国保年金課長) これは業務委託のため、区から従事者の人数指定はできないので、正確な人数はわかりかねます。ちなみに電話催告につきましては、対応ブースが3席分しかありませんので、それに収まる人数であると思います。
- (委員) 従事者は日によって変わるとおっしゃるので、端末や情報管理が重要になってきます。区が日々管理していく体制はとられているのでしょうか。
- (国保年金課長) 事業者の方で管理体制を組んでいきますが、区が抜き打ちで確認するなどとはしていきません。しかし、日々の確認ということになりますと、そもそも委託契約ではなくなってしまうので、その部分は事業者には責任を持って行ってほしいと考えます。管理体制や従事者の配置などはプロポーザルでの提案内容を十分に検討した上でより良い事業者を選定していきます。
- (委員) 先程の報告案件のこともありますので、区としてのチェック体制も考えていただければと思います。
- (委員) 委託先を予定している訪問調査会社とは、従来から区でコールセンターなどの業務委託の実績がある事業者を考えていますか。それとも新しい事業者ですか。それと、従事者の採用基準はありますか。最後に、採用事務と従事者への教育はそれぞれ区が行うのか事業者が行うのか説明をお願いします。
- (国保年金課長) 必ずしも同様の事業者が従事するとは限りません。業務の内容が異なりますので、プロポーザル方式で経験・実績等を十分に有している事業者を考えています。採用基準につきましては、業務の内容からそれなりの経験・実績がなければならぬと思います。採用を行うのは事業者ですので、この点を考慮した形で採用を行っていきます。ちなみに、以前承認をいただいた資格証実態調査の業務委託につきましては、優秀な人材が集まったと報告を受けています。教育につきましても、事業者が教育体制を整えて行くことになっていきますが、必要に応じ

て研修講師などの対応は行っていくつもりです。

- (委員) わかりました。事業者にすべて任せるのではなく、できる限り区も関わっていくような体制であると良いと思います。
- (会長) 電話催告の対象件数が30,000件とありますが、4ヶ月ですべて催告しきれのでしょうか。また、今後も本事業を継続していく考えですか。
- (国保年金課長) 国の意向は3年間となっておりますので、区としましても電話催告は3年間の継続を考えています。しかし業務の継続は国の意向や業務進捗状況にもよりますので、正式にはお答えできない状況です。
- (会長) 本業務委託はプライバシーとお金に関連しますので、委託という形で業務を任せるのは抵抗があります。広告代理店の社員が収納したお金を自分のポケットに入れてしまう事件もあります。先の委員からもご指摘がありました。事業者任せではなく、区もできる限り関わっていく体制をとっていくことが必要だと思っておりますので、その点をよろしくお願いします。
- (委員) 事故報告については非常勤職員、本業務については業務委託ということですが、業務委託ですと、労働法の関係で委託契約では従事者の採用に区が関わることはできないなど、受託者に任せる部分が増えます。このような違いがありますが、区としては非常勤職員で業務を行うよりも委託契約で行ったほうが適当であると判断した結果だと理解してよろしいですか。
- (国保年金課長) 電話催告と訪問催告をセットで行うという業務内容の多様性と非常勤職員採用の制約から、委託契約によって本業務を実施することが適当であると判断しました。委託事業者の個人情報保護措置も充実しており、逆に区としても見習わなければならない部分もあり、区としてもノウハウを吸収できればと思います。
- (委員) 資料7ページですが、電話催告対象が30,000件で訪問催告対象が9,000件とありますが、滞納総額はいくらになりますか。それと、従事者の採用要件の中で国民健康保険料の滞納者であってはならないとありますが、これは住民税の滞納を入れなかったのは、本事業が国民健康保険料の滞納整理業務であるということが理由ですか。区民部という扱いですと、住民税の滞納者でないということを採用要件に付け加えてさらにハードルを高くしてもいいのではないかと思います。この点は区民部内で議論はありましたか。
- (国保年金課長) 10万円未満の滞納総額が約10億円、30万円以上が約16億円で、合計で約26億円になります。採用要件につきましては、委員のおっしゃるとおり、所管課である国保年金課の業務であることが理由です。しかし、今のご指摘は参考にさせていただきたいと思っております。
- (委員) 業務内容から考えますと、採用要件は高いものにしたほうが良いと思います。国民健康保険税として扱っている自治体に住んでいる方から

- の採用応募もあるかもしれません。ご検討いただければと思います。
- (国保年金課長) ご指摘いただいた点は今後参考にさせていただきます。
- (会長) 各委員から貴重な指摘がありましたので、この点を十分に踏まえて業務を進めてもらえればと思います。本案件につきましては承認ということによろしいでしょうか。それでは、つぎの諮問案件に参ります。諮問第 20 号と第 21 号は関連する案件ですのでまとめて説明をお願いします。
- (防災課長) — 被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報目的外利用について 資料 2 に基づき説明 —
- (防災課長) — 被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報の外部提供について 資料 2 に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。親族や身近に自力で避難することが困難な人がいる人であれば、災害のときにはうまくやっていただければと思うことでしょうか。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いします。
- (委員) ハートマークを入力はどこでだれが行いますか。また、ハートマークが付いた地図の取り扱い方法、媒体、日常の管理方法の説明をお願いします。
- (防災課長) 入力権限を与えられた各消防署の職員が行い、練馬消防署が管轄外である石神井消防署の部分を見ることもできません。外部提供した磁気媒体は入力後、区に返還されます。それと、対外的な取り扱いですが、例えば区民が来署した際に窓口で地図を閲覧させたりすることもしていません。最後に、入力したデータですが、大手町にあるサーバに蓄積され、24 時間体制の監視の下、管理権限を与えられた職員のみが取り扱うこととなっています。
- (委員) わかりました。先程の説明の中で、ハートマークの付いた地図は紙ベースで出力することはないのでしょうか。それと、資料 5 ページの情報収集の図の中で、出場指令とともに消防署は、詳細情報を伝送システム等により出場隊へ情報提供するとの説明ありますが、この「等」というのは具体的に何を指しているのでしょうか。
- (防災課長) この地図は紙ベースでは出力されないということを消防署から確認しています。また、出場隊への情報提供方法ですが、伝送システムで行われると説明を受けていますので、この点は再度確認したいと思います。
- (委員) この外部提供は火災時に限定されていますが、大規模な震災や風水害などの災害に関してはどのような体制がとられていますか。
- (防災課長) 本外部提供は火災時に限られたものです。火災はいつ起きるか分からないですし、迅速な救助が求められます。練馬区では昨年度は 235 件の火災が起きており、死者が 6 名、うち高齢者が 4 名含まれています。

大震災に対しては、区としての体制がありますので、地域福祉課長より説明します。

(委員) 説明いただく前に、合わせて説明をお願いしたい点があります。災害が起こったときは警察や自衛隊などの多くの機関が関係してきますが、これらの機関との情報共有や協力体制はどのようになっているのでしょうか。

(地域福祉課長) そのほかの震災時につきましては、災害時要援護者名簿対象者リストを地域福祉課で管理していますので、このリストを個人情報保護条例第16条第3項第3号に規定されている緊急時の対応ということで関係部署や機関と共有し、対応していきます。災害時要援護者名簿の作成に関しましてもこのリストの活用や民生委員等の協力を得て、作業を進めています。自衛隊に関しましては、これらに直接関わるといったことがありませんが、連携した体制を検討していきます。

(委員) 自衛隊との協力体制も重要ですので、今後検討していただきたいと思えます。

(防災課長) 自衛隊との協力体制としましては、防災会議という組織がありますので、参加してもらっています。

(委員) 現在、政権移譲で議論がありますが、情報公開や個人情報保護に関して何か見通しはありますか。

(情報公開課長) 国の方では平成15年から研究会で検討してきた、公文書管理法が今年成立しました。各行政機関の公文書の管理体制を一本化しようということが主な趣旨です。国民のプライバシーも含めて適正な管理がなされていく体制になっていくと思えます。

(委員) ありがとうございました。

(委員) 審議案件と関係ないのですが、防災担当の方がいますので、この場でお聞きしたいと思います。区内で光化学スモッグなどの放送を流すことがあります。この内容が聞き取りにくい。音量やスピーカーの配置などで改善することはできないのでしょうか。

(防災課長) 区内で191箇所設置していますが、設置当初と異なり、住宅や道路環境等の変化により、「聞こえにくい」、「うるさい」などのご意見・ご要望を承ることがあり、可能な範囲で対応しております。例えば光化学スモッグ注意報につきましては、音声をカセットからCDに変更するなどの対応をしてきました。また、音量に関しましては、最大出力の半分に落として放送しています。大災害のときの放送に備え、最大音量のテストもしています。

(会長) 大切な問題ですね。ほかにありますか。

(委員) 非常に重要なことだと思います。いざ火災が起こったときに、高齢者の方への対応は民生委員だけでは難しい部分もあります。それと、リストの情報更新はどのように行っていくのでしょうか。

- (地域福祉課長) 今年度にひとりぐらし高齢者実態調査を3年ぶりに行いますので、これと併行して災害時要援護者名簿への登録を働きかけや、調査内容を元にリストの情報更新を行っていき、充実していく予定です。
- (委員) 災害時要援護者名簿は対象者の同意に基づいて作成されるものあるという理解でよろしいですか。
- (地域福祉課長) 災害時要援護者名簿は対象者の同意を得た上で作成されるものです。また、この名簿登録と同時に関係機関への外部提供にも同意を得ていますので、平時から警察や消防等とも情報を共有していることとなります。この名簿に登録してもらうための勧奨を行うためのものとして、対象者のリストが存在します。これは本人の同意を基に作成されたものではないため、地域福祉課で管理し、大災害などの緊急時に利用します。
- (委員) 災害時要援護者名簿を消防等へ外部提供することについては、本人に通知していますか。
- (地域福祉課長) 災害時要援護者名簿に登録した段階で外部提供には同意を得ていることとなりますので、特段通知を送るなどはしていません。
- (委員) わかりました。それと、ハートマークに関してですが、このマークだけでは、高齢者なのか障害者なのか分からないと思います。この点は、どのように考えていますか。
- (防災課長) 提供する情報は住所、氏名、生年月日、性別の4項目ですので、ハートマークの付いていることさえわかれば、優先的な救助にあたることができますので、区としましても東京都としましてもこれらの情報が十分であると考えています。なお、今後の実施状況を精査した上で、必要な情報があれば検討していきたいと考えます。
- (委員) 承認基準の適用で追加する事例の名称ですが、「災害時要援護者名簿作成に関する業務」というよりも、「災害時の救助に関する業務」というような名称にしたほうが分かりやすいのではないかと思います。このような名称にしたことについては何か理由があるのでしょうか。
- (地域福祉課長) 昨年度の1月に「災害時要援護者名簿作成に関する業務に係る個人情報の目的外利用について」の諮問をしましたが、この業務で作成されたリストが本諮問の対象になっていますので、これに名称を合わせた次第です。
- (委員) 政権交代によって、事業の継続性等で議論がありますが、区民の安全・安心、生活を第一に考えながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。
- (会長) 本案件につきましては承認ということによろしいでしょうか。それでは、つぎに報告事項に参ります。
- (健康推進課長) — 外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について
資料3に基づき説明 —
- (会長) ご意見・ご質問があればお願いします。特にないようですので、事例

平成21年9月3日
区民生活事業本部
区民部収納課

携帯用端末機の紛失について

練馬区では、住民税と国民健康保険料について、個別に訪問し、徴収を行う訪問収納員（非常勤の区職員）制度を実施している。収納員は、徴収対象者の個人情報を持参して、徴収に当たっているが、個人情報保護の観点から、紙に印字されたものではなく、セキュリティ機能の充実した対策が施されている携帯用端末機によって対応しているところである。

このたび、収納員が徴収の際に所持していた携帯用端末機を紛失したので、下記のとおり報告する。

記

1 経緯

平成21年8月15日午前10時ころ、収納員が国民健康保険加入者と練馬区東大泉二丁目待ち合わせ、保険料の徴収を行った際に紛失したと思われる。

収納員が気づいたのは8月16日朝、直ちに現地に出向いたが、すでに見当たらず、最寄の交番に紛失届けを提出した。9月2日現在、発見されていない。

なお、端末機には543件の徴収に関する個人データが内蔵されていたが、セキュリティ機能が起動して、3分後には画面表示が消え、再読み込みには暗証番号が必要なため、担当者や区職員の端末機管理者以外は画面を見ることができない。また、メモリーカードを取り出そうとすると、データが消去されるという対策が施されているため、情報を取り出すこともできず、個人情報が流失する恐れはない。

2 区への対応

- (1) 端末機に内蔵されていた情報の該当者には、個別に郵送でお詫びと説明の通知を発送した。
- (2) 紛失した収納員には、嚴重注意を行った。
- (3) 訪問収納員全員と訪問収納員以外の個人情報を取り扱う収納担当職員に、改めて、個人情報の取り扱いについて万全の注意を払うよう注意を喚起した。
- (4) 端末機とカバン等をつなぐコードを購入し、装着させた。
- (5) 区ホームページで、お詫びするとともに、嚴重な情報セキュリティ対策を実施していることを説明し、収納業務に対する信頼を確保する。



国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件名	国民健康保険料滞納整理の業務委託
2 委託内容	<p>国民健康保険料滞納繰越額が 30 万円未満の滞納整理業務の一部について、下記のとおり業務委託する。</p> <p>< 主な業務内容 ></p> <p>滞納管理システムを使用して、電話による納付催告等を行う。</p> <p>滞納管理システムに通話記録を入力する。</p> <p>モバイルを使用して、訪問催告を行う。</p> <p>滞納管理システムに訪問記録を入力する。</p> <p>訪問催告時に、不在の場合は外観調査を行う。</p> <p>訪問催告時に、必要に応じて資格喪失の手続きの案内、口座振替の勧奨等を行う。</p>
3 委託先	訪問調査会社
4 委託期間	平成 21 年 12 月から 4 か月間 (予定)
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 国保年金課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報 (氏名、住所、生年月日、電話番号、記号番号等) ・賦課収納情報 (賦課保険料額、未納保険料額、収納保険料額、納入日、交渉経過記録等)
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料滞納整理事務の流れ ・国民健康保険料滞納整理事務の概要 ・国民健康保険料滞納整理の業務委託イメージ図 ・国民健康保険料滞納整理の業務委託 収納概略図 ・仕様書 (案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・緊急雇用創出臨時特例補助事業に係る委託契約における特記事項 (案)
	* 省略

被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報の目的外利用について
(条例第 16 条関係)

1 件 名	被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報の目的外利用	
2 利用目的	<p>火災時に自力による避難が困難な要援護者を速やかに救助する体制を作るため、地域福祉課より災害時要援護者名簿登録対象者リストの提供を受けるものである。</p> <p>リストは防災課が管理し、区内三消防署に提供する。消防署においては、提供された個人情報をシステム入力して、出火場所周辺地域に要援護者該当者がいることが判別できるように地図上にマーク表示を行う。これにより、要援護者救助を想定した態勢を整えて出動できる。</p>	
3 利用課	危機管理室 防災課	
4 利用する個人情報	住所、氏名、生年月日、性別	
5 提供課	健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課	
6 利用時期	平成 2 1 年 9 月から	
7 利用媒体	磁気ディスク	
8 利用課における個人情報の保護	鍵のかかる保管庫に保存する。	
9 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署に提供する要援護者情報提供の事務の流れについて ・ 区市町村から提供された情報の活用方法 ・ 高齢者や障害者の事前情報の有無に係る消防活動シミュレーション ・ 都知事からの依頼文 	
10 承認基準の適用	別表 4 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準への追加	
	類 型	事 例
	2 業務間の事務に密接な関係あるいは連続性があり、適正な行政執行を行うため相互に情報交換、情報提供を行う場合	<u>災害時要援護者名簿作成に関する業務</u> <u>被災者への対応および被害の未然防止に関する業務</u>

被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報の外部提供について
(条例第 16 条関係)

1 件 名	被災者への対応および被害の未然防止に関する業務に係る個人情報の外部提供	
2 提供目的	<p>火災時に自力による避難が困難な要援護者を速やかに救助する体制を作るため、地域福祉課より提供を受けた災害時要援護者名簿登録対象者リストを区内三消防署に提供する。</p> <p>消防署においては、提供された個人情報をシステム入力して、出火場所周辺地域に要援護者該当者がいることが判別できるように地図上にマーク表示を行う。これにより、要援護者救助を想定した態勢を整えて出動できる。</p>	
3 提供先	練馬消防署、石神井消防署、光が丘消防署	
4 個人情報の内容	住所、氏名、生年月日、性別	
5 提供時期	平成 2 1 年 9 月から	
6 提供方法	地域福祉課より提供を受けたリストの電子データが記録された磁気ディスクを各消防署職員に交付する。	
7 提供先における個人情報の保護	東京都個人情報の保護に関する条例	
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署に提供する要援護者情報提供の事務の流れについて ・区市町村から提供された情報の活用方法 ・高齢者や障害者の事前情報の有無に係る消防活動シミュレーション ・都知事からの依頼文 	
9 所管課名	危機管理室 防災課	
10 承認基準の適用	別表 5 外部提供に関する審議会事前一括承認基準への追加	
	類 型	事 例
	7 区民の生命、身体または財産の安全を守るために、あらかじめ警察署、消防署に対し情報を提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき	被災者への対応および被害の未然防止に関する業務

外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 21 年 7 月 17 日

2 適用理由

女性特有のがん検診クーポン券等印刷・封入・発送業務および電話問合わせ対応業務委託は、外部委託に関する審議会事前一括承認基準の類型 5 に該当し、かつ事例の「高齢者いきいき健康事業」に類似すると判断したため、承認基準を適用した。

3 委託件名

女性特有のがん検診クーポン券等印刷・封入・発送業務および電話問合わせ対応業務委託

< 委託内容 >

対象年齢の女性に対して、個々に無料クーポン券を作成する。他にがん検診の説明書である検診手帳、お知らせ等を同封して発送する。昨年度受診した人には検診手帳のみ発送する。発送後の電話問合わせ対応もあわせて委託する。

4 委託先

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 3 4 - 7 N E X 新宿ビル
株式会社ベルシステム 2 4

5 取り扱う個人情報の項目

住所、氏名、生年月日、電話番号、受診券番号等

6 個人情報の保護

練馬区個人情報保護条例第 13 条および同施行規則第 6 条の規定に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付け、「個人情報の保護および管理に

関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定めた。

7 添付資料（*省略）

- ・女性特有のがん検診推進事業実施計画
- ・女性特有のがん検診推進事業イメージ図
- ・仕様書
- ・個人情報の保護および管理に関する特記事項
- ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項
- ・個人情報保護方針および企業データ
- ・検診手帳および無料クーポン券（見本）

8 所管課

健康福祉事業本部 健康部 健康推進課

9 事例への追加

「各種健診、検査案内等の作成および発送ならびに電話受付案内業務」を事例に追加する。

別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加

類型5	事例
区が交付する資料に基づき、または受託者が受付した希望者に対して業務を行い、その結果を区に報告する。	<ul style="list-style-type: none">・各種健診、検査・福祉・保健サービス・各種研修、講座、教室、講習会・各種コンテスト、催し・旅行手続代行業務・廃棄物の収集、運搬・高齢者いきいき健康事業・<u>各種健診、検査案内等の作成および発送ならびに電話受付案内業務</u>

外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 21 年 6 月 4 日

2 適用理由

長期優良住宅認定に係る技術的審査委託業務は、外部委託に関する審議会事前一括承認基準の類型 6 に該当し、かつ事例の「構造計算適合性判定」に類似すると判断したため、承認基準を適用した。

3 委託件名

長期優良住宅認定に係る技術的審査委託業務

< 委託内容 >

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準に適合するかどうかの技術的審査を、登録住宅性能評価機関へ委託する。

4 委託先

財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

財団法人日本建築設備・昇降機センター

財団法人日本建築センター

財団法人ベターリビング

5 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、図面等

6 個人情報の保護

練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付け、「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定めた。

7 添付資料（*省略）

- ・ 事業概要
- ・ 仕様書
- ・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項
- ・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項
- ・ 4 財団の概要およびプライバシーポリシー

8 所管課

環境まちづくり事業本部 都市整備部 建築課

9 承認基準の適用

「構造計算適合性判定」から「建築物の構造、設備等の審査等」に変更する。

別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加

類型6	事 例
区が交付する資料に基づき、有資格者が調査、測量、評価、判定、交渉その他の事務処理を行う。	・ 測量、不動産鑑定、補償対象物件調査 ・ 医療費助成、手当支給に係る障害程度の判定 ・ 建築物の構造、設備等の審査等